## 18歳がねらわれる!?

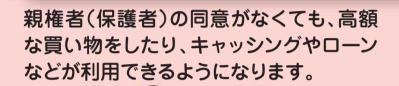
~悪質商法のターゲットに?~

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、18歳の誕生日を迎えたその日を境に「成年」となります。

例えば高校3年生の教室内では、同級生同士でもこんな状況になります。



## 成年になると、何が変わるの?



例えばこんな 高額な商品や サービスだって

私たち、 おとなだもん♪

高校生でも 自分だけで 契約できちゃう!

ちょっと待って! 契約が成立したら、 売る側も買う側も、 どちらか一方の都合で 契約をやめることは できないのよ! 保護者の同意を得ずに結んだ契約を取り消せる 「未成年者取消権」が、使えなくなります。



初回限定! お試しプライス

100円\*

悪質業者は、心のスキマに付け込んでくる!

消費生活センターには、若者からの相談が多く寄せられています。





## 危険がいっぱい!



ねえキミさぁ、 モデルに興味ない?

がっつりレッスン料 もらうけどね お試しのつもりが定期購入とか・・・

お試し100円なら 買ってみちゃお♪





## 消費者ホットライン

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

局番なしの

1 (b) 8 (F) 8 (F)



※最低3回の購入が条件です (2回目以降は1回1万円)

